

健増第1550号
令和3年3月16日

鵜木医院の長様

鹿児島県くらし保健福祉部長



4月以降の診療・検査医療機関の指定について（通知）

貴院におかれましては、鹿児島県における診療・検査医療機関の指定に関する要領に基づき、令和3年3月31日まで「診療・検査医療機関」として指定していたところですが、下記のとおり、4月以降も引き続き指定を継続することとしましたので通知します。

記

1 医療機関名
鵜木医院

2 指定期間
令和3年4月1日以降も引き続き指定を継続する。

3 遵守事項

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」（令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）別紙1に記載のある診療・検査医療機関（仮称）指定要件等に記載のある施設要件、診療・検査医療機関の周知に関する要件、機能要件を満たし、国及び県から求められた報告事項について報告すること。